

別冊 1

市町村地震防災対策アクションプログラムガイドライン

Ⅲ アクションプログラム事例集

- 1 アクションプログラムの概要
- 2 アクションプログラム体系図
- 3 アクションプログラム一覧
- 4 アクションプログラムの具体目標

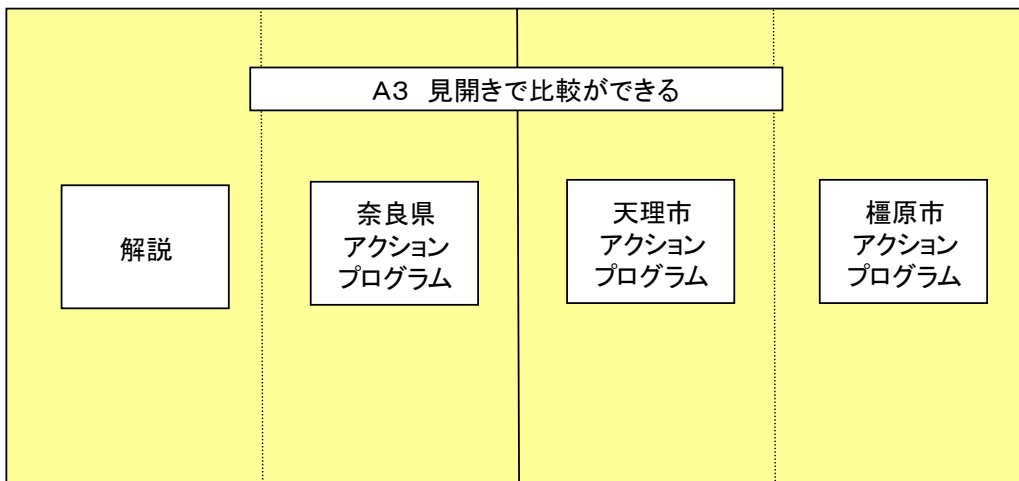
この事例集は、奈良県、天理市、橿原市のアクションプログラムをA3サイズで見開きにして、項目毎に比較できるようになっています。

各市町村は、アクションプログラムの策定過程において、事例集を参考にいただき、必要な項目を取り込み、また、地域特性などから独自の課題等については、独自に盛り込んだりして、各市町村にあったアクションプログラムをつくることが大切です。

<印刷してご使用の場合の出力方法>

- ・原稿サイズ→A4
- ・出力用紙サイズ→A3
- ・両面印刷→短辺とじ
- ・まとめて1枚→2アップ（A4サイズの原稿2枚をA3サイズ1枚に出力）
- ・ホッチキス→左2カ所

アクションプログラム事例集



<アクションプログラムの表紙>

実施主体、公表年月、名称、イメージ写真を掲載しています。

奈良県地震防災対策 アクションプログラム



奈良盆地東縁断層帯 奈良公園近辺（奈良市内）

平成18年4月

奈良県

天理市地震防災対策 アクションプログラム



(天理市庁舎付近)

平成19年3月
天理市

橿原市地震防災対策 アクションプログラム



大和三山と藤原京跡

平成19年3月

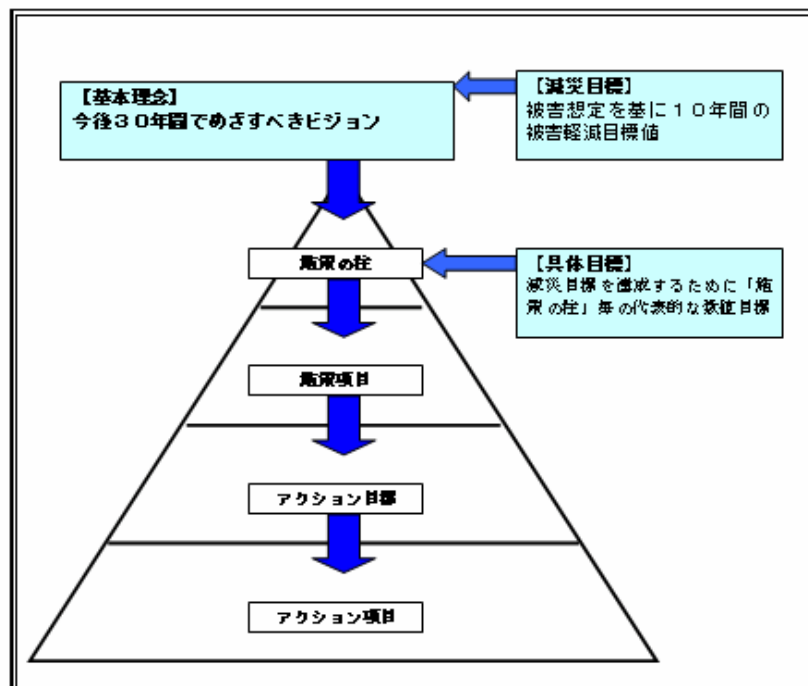
橿原市

1 アクションプログラムの概要

以下の項目について掲載しており、アクションプログラムの概要を説明する資料となります。

- I アクションプログラムの基本理念と減災目標
- II アクションプログラムの考え方
- III 実施期間別の主なアクション項目の内容

アクションプログラムの構造



「基本理念」から「施策の柱」、「施策項目」、「アクション目標」、「アクション項目」と上から順に決めていく点が戦略計画の特徴です。上が目的で下が手段の関係になり、これを繰り返していきます。

I 奈良県地震防災対策アクションプログラムの概要

I アクションプログラムの基本理念と減災目標

1. 基本理念

21世紀前半の地震活動期を生き抜くため、防災協働社会を実現し、安全・安心の奈良県づくりを目指す

2. 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年）を今後10年間で半減【基準値 5,153人（2004想定）】（国の地震防災戦略の考え方【今後10年間で東南海・南海地震の死者数を半減】に準じ、今後10年間で奈良県が目指すべき減災目標。）
※減災目標を達成するため28の「具体目標」を設定（10の「施策の柱」毎に数個ずつ設定）。

3. アクションプログラムの位置づけ

- ① 奈良県地域防災計画（震災対策計画編）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画。
- ② やまと21世紀ビジョンとの整合を図る。
- ③ 国（中央防災会議）の地震防災戦略とも整合を図る。

II アクションプログラムの考え方

1. 目的

地震災害に強い奈良県づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、県が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定する。

2. 計画期間

平成18年度から平成27年度までの10箇年。

3. アクションプログラムの体系

- (1) 施策の柱
地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定。
- (2) 施策項目
施策の柱を推進するため41の施策項目を設定。
- (3) アクション目標
施策項目を推進するため94のアクション目標を設定。
- (4) アクション項目
アクション目標を推進するため301のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、県の役割、担当課を記載。

<施策の柱>

- 1 地震に強い県土をつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 県民に対して5つのサービスを行う
 - 5-1 いのちを守る
 - 5-2 安全・安心を守る
 - 5-3 生活基盤を安定させる
 - 5-4 県民の生活を支援する
 - 5-5 古都奈良のイメージを守る
- 6 復興を視野に入れる

4. 計画の推進

- (1) アクション項目の実施期間を以下のとおり区分して推進。
 - ①短期：概ね2年程度で完了または集中実施
 - ②中期：概ね5年程度で完了
 - ③長期：10年以上継続的に実施
- (2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成18年度から迅速に着手。
（アクションプログラムの策定を待たずにすぐにも着手すべきものは、平成17年度から着手している。）
- (3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行う。
- (4) 今後定期的に、アクションプログラムを見直す。

III 実施期間別の主なアクション項目の内容

アクション項目の「実施期間」分類の考え方

- ① アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類。
- ② 計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や県民への啓発事業については、原則として短期に分類。
ただし、計画・マニュアル・指針等の見直し、防災訓練の実施や啓発事業は繰り返し継続して実施。
- ③ 災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類。

1. 短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

<例示>

- 啓発 → 家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
- 連携の強化 → ライフライン関係機関、災害ボランティア団体、市町村、国・他府県等との連携
- マニュアル作成 → 災害対策本部運営マニュアル、各課の業務別マニュアルの作成等
- 指針・計画作成 → 県有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
- 訓練実施 → 災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施、道路啓開訓練の実施等

など 計228項目

2. 中期（概ね5年程度で完了）

<例示>

- システム構築 → 総合防災情報システムの整備、河川・砂防情報システムの機能強化等
- 施設整備 → 広域防災拠点の整備、県営水道施設の耐震化の促進等
- その他 → 企業の業務継続計画（BCP）の作成支援等

など 計43項目

3. 長期（10年以上継続的に実施）

<例示>

- 基盤整備 → 道路整備、地すべり・急傾斜地崩壊対策、河川整備、ため池防災対策事業等
- 耐震化 → 災害対応拠点施設・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等
- その他 → 文化財の防火対策の推進等

など 計30項目

合計301項目

I アクションプログラムの基本理念と減災目標

1. 基本理念
 - 2 1 世紀前半の地震活動期に向かって、市民の総力で防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指す。
2. 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年）を今後10年間で半減（国の地震防災戦略の考え方及び県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で天理市が目指すべき減災目標。）

※減災目標を達成するための25の「具体目標」を設定（10の「施策の柱」毎に数個ずつ設定。）
3. アクションプログラムの位置づけ
 - ①天理市地域防災計画（震災対策計画編）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画
 - ②天理市総合計画との整合を図る。

II アクションプログラムの考え方

1. 目的

地震災害に強い天理市づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定する。
2. 計画期間

平成19年度から平成28年度までの10箇年。
3. アクションプログラムの体系
 - (1) 施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定。
 - (2) 施策項目

施策の柱を推進するため41の施策項目を設定。
 - (3) アクション目標

施策項目を推進するため91のアクション目標を設定。
 - (4) アクション項目

アクション目標を推進するため227のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載。
4. 計画の推進
 - (1) アクション項目の実施機関を以下のとおり区分して推進。
 - ①短期：概ね2年程度で完了または集中実施
 - ②中期：概ね5年程度で完了
 - ③長期：10年以上継続的に実施
 - (2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成19年度から迅速に着手。（アクションプログラムの策定を待たずにすぐにも着手すべきものは、平成18年度から着手している。）
 - (3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行う。
 - (4) 今後定期的に、アクションプログラムを見直す。

《施策の柱》

- 1 地震につよいまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 市民のいのちを守る
- 6 安全・安心を守る
- 7 生活基盤を安定させる
- 8 市民の生活を支援する
- 9 天理市のイメージを守る
- 10 復興を視野に入れる

III 実施期間別の主なアクション項目の内容

アクション項目の「実施期間」分類の考え方

- ① アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類。
- ② 計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類。
- ③ 災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類。

1. 短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

《例示》

- 啓発 → 家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の整備の推進等
- 連携の強化 → ライフライン関係機関、災害ボランティア団体、国・県・他市町村等との連携
- マニュアル作成 → 災害対策本部運営マニュアル、各課の業務別マニュアルの作成等
- 計画作成 → 住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
- 訓練実施 → 災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

2. 中期（概ね5年程度で完了）

《例示》

- システム構築 → 総合防災情報システムの整備、河川・砂防情報システムの機能強化等
- 施設整備 → 広域防災拠点の整備、上下水道施設の耐震化の促進等

①. 長期（10年以上継続的に実施）

《例示》

- 基盤整備 → 道路整備、地すべり・急傾斜地崩壊対策、河川整備、ため池防災対策事業等
- 耐震化 → 災害対応拠点施設・学校施設の耐震化促進、住宅・建築物の耐震化推進等
- その他 → 文化財の防火対策の推進等

I 榎原市地震防災対策アクションプログラムの概要

I アクションプログラムの基本理念と減災目標

1. 基本理念
 - 21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしはら」を目指します。
2. 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年）を今後10年間で半減（国の地震防災戦略の考え方及び県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で榎原市が目指すべき減災目標。）
※減災目標を達成するため、24の「具体目標」を設定（10の「施策の柱」毎に数個ずつ設定。）
3. アクションプログラムの位置づけ
 - ①榎原市地域防災計画（地震災害応急対策・復旧対策）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画
 - ②奈良県地震防災対策アクションプログラム、国の地震防災戦略との整合を図る。

II アクションプログラムの考え方

1. 目的

地震災害に強い榎原市づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定する。
2. 計画期間

平成19年度から平成28年度までの10箇年。
3. アクションプログラムの体系
 - (1) 施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定。
 - (2) 施策項目

施策の柱を推進するため41の施策項目を設定。
 - (3) アクション目標

施策項目を推進するため103のアクション目標を設定。
 - (4) アクション項目

アクション目標を推進するため232のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載。
4. 計画の推進
 - (1) アクション項目の実施期間を以下のとおり区分して推進。
 - ①短期：概ね2年程度で完了または集中実施
 - ②中期：概ね5年程度で完了
 - ③長期：10年以上継続的に実施
 - (2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成19年度から迅速に着手。
(アクションプログラムの策定を待たずにすぐにも着手すべきものは、平成18年度から着手している。)
 - (3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行う。
 - (4) 今後定期的に、アクションプログラムを見直す。

《施策の柱》

- 1 地震に強いまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 市民に対して5つのサービスを行う
 - 5-1 いのちを守る
 - 5-2 安全・安心を守る
 - 5-3 生活基盤を安定させる
 - 5-4 市民の生活を支援する
 - 5-5 歴史と出逢う都市「かしはら」のイメージを守る
- 6 復興を視野に入れる

III 実施期間別の主なアクション項目の内容

アクション項目の「実施期間」分類の考え方

- ① アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類。
- ② 計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類。
- ③ 災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類。

1. 短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

《例示》

- 啓発 → 家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
- 連携の強化 → ライフライン関係機関・災害ボランティア団体・他市町村・県・国等との連携
- マニュアル作成 → 災害対策本部運営マニュアル、各部・班の業務別マニュアルの作成等
- 計画作成 → 市有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
- 訓練実施 → 災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

2. 中期（概ね5年程度で完了）

《例示》

- システム構築 → 地域防災無線の整備、防災対応マニュアルのデータベース化等
- 施設整備 → 防災拠点施設及び避難所設備機能の整備等

①. 長期（10年以上継続的に実施）

《例示》

- 基盤整備 → 道路整備、河川整備、ため池整備等
- 耐震化 → 災害対応拠点・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等
- その他 → 文化財の防火対策の推進等

2 アクションプログラムの体系図

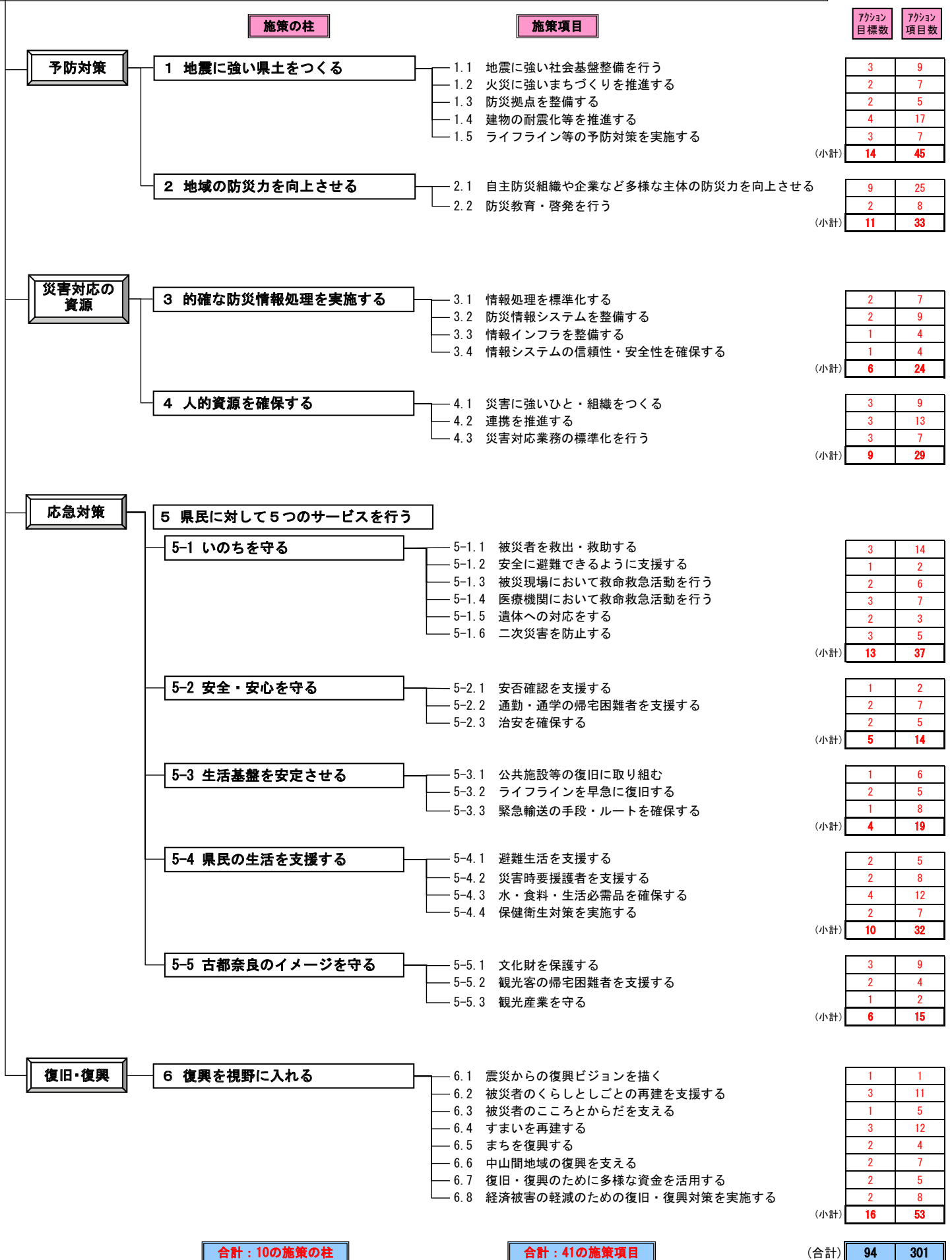
「基本理念」、「施策の柱」、「施策項目」を体系図にし、「アクション目標」及び「アクション項目」の数を記載しています。

県のプログラムを基に、天理市、橿原市で作成しましたが、「基本理念」から「アクション目標」までは、ほぼ県の構造に準じたものになっています。最後の「アクション項目」は県と市町村の役割分担が違うため、違った内容になっています。

この結果、県と2市の事業は比較しやすくなりました。今後は、進捗状況についても経年比較だけでなく、県や他市町村との比較も行いやすくなります。進捗の遅れている事業について、進んでいる市町村に聞く場合でも、アクションプログラムのこの部分について知りたいと言えは通じます。

V アクションプログラム体系図

【基本理念】21世紀前半の地震活動期を生き抜くため、防災協働社会を実現し、安全・安心の奈良県づくりを目指す



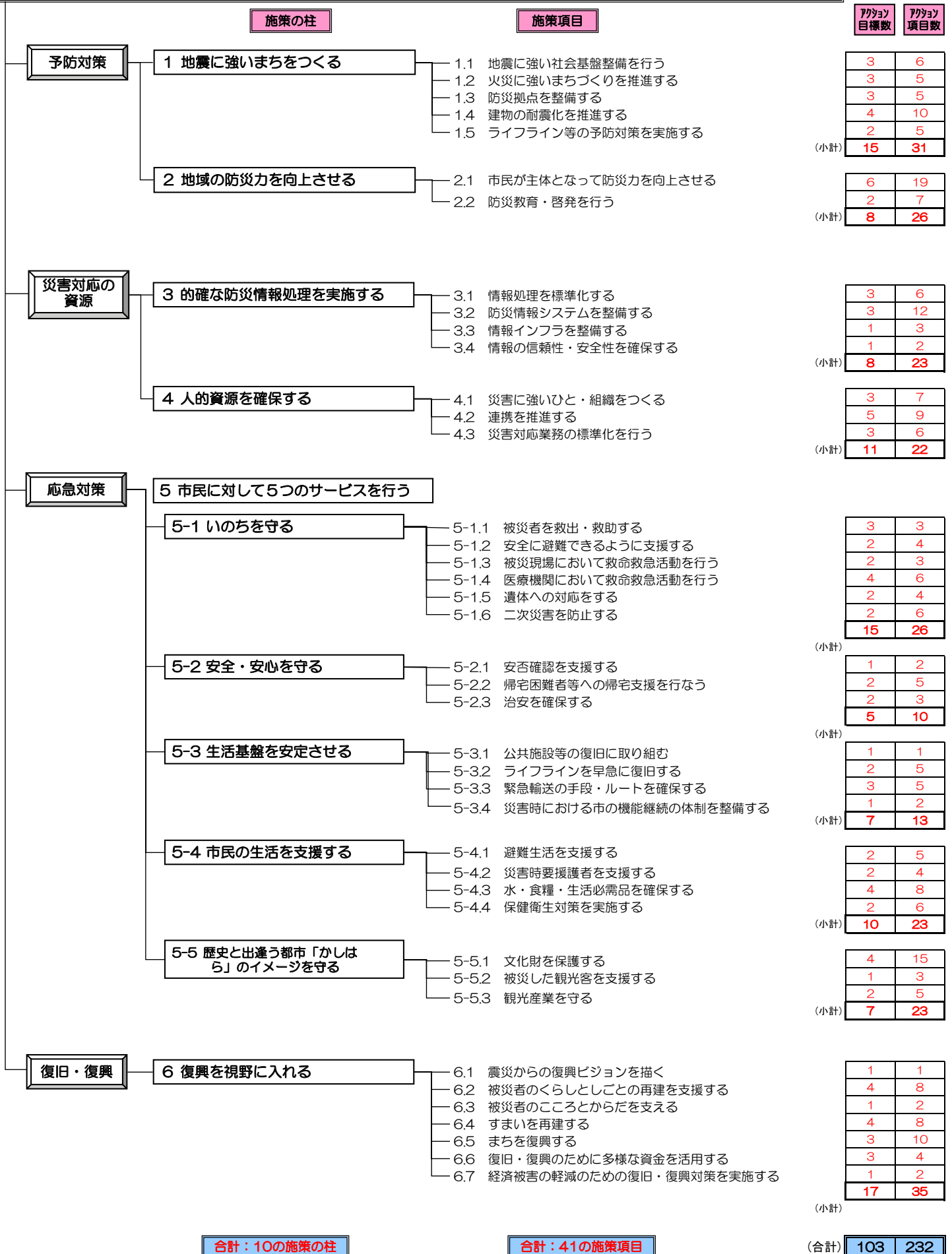
V アクションプログラム体系図

【基本理念】21世紀前半の地震活動期に向かって、市民の総力で防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指す。

施策の柱		施策項目		アクション 目標数	アクション 項目数
予防対策	1地震につよいまちをつくる	1.1 地震に強い社会基盤整備を行う		3	9
		1.2 地域特性を反映した火災に強いまちづくりを推進する		2	6
		1.3 防災拠点を整備する		2	5
		1.4 建物の耐震化等を推進する		4	13
		1.5 ライフライン等の予防対策を実施する		2	5
	(小計)			13	38
2地域の防災力を向上させる	2.1 自主防災組織や企業など多様な主体の防災力を向上させる			8	23
	2.2 防災教育・啓発を行う			2	3
	(小計)			10	26
災害対応の資源	3的確な防災情報処理を実施する	3.1 情報処理を標準化する		2	6
		3.2 防災情報システムを整備する		2	8
		3.3 情報インフラを整備する		1	2
		3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する		1	2
	(小計)			6	18
4人的資源を確保する	4.1 災害に強い人・組織をつくる			3	7
	4.2 連携を推進する			3	5
	4.3 災害対応業務をわかりやすくする			2	4
	(小計)			8	16
応急対策	5市民のいのちを守る	5.1 被災者を救出・救助する		3	5
		5.2 安全に避難できるように支援する		2	4
		5.3 被災現場において救命救急活動を行う		2	6
		5.4 医療機関において救命救急活動を行う		3	6
		5.5 遺体への対応をする		2	4
		5.6 二次災害を防止する		2	5
	(小計)			14	30
6安全・安心を守る	6.1 安否確認を支援する			1	2
	6.2 帰宅困難者を支援する			2	6
	6.3 地域の治安を確保する			2	4
	(小計)			5	12
7生活基盤を安定させる	7.1 公共施設等の復旧に取り組む			1	2
	7.2 ライフラインを早急に復旧する			2	5
	7.3 緊急輸送の手段・ルートを確保する			2	4
	(小計)			5	11
8市民の生活を支援する	8.1 避難生活を支援する			2	5
	8.2 災害時要援護者を支援する			2	9
	8.3 水・食料・生活必需品を確保する			4	11
	8.4 保健衛生対策を実施する			2	7
	(小計)			10	32
9天理市のイメージを守る	9.1 文化財を保護する			3	7
	9.2 観光客の帰宅困難者を支援する			1	3
	9.3 天理教との連携を図る			1	3
	(小計)			5	13
復旧・復興	10復興を視野に入れる	10.1 震災からの復興ビジョンを描く		1	1
		10.2 被災者のくらしとしごとの再建を支援する		3	7
		10.3 被災者のこころとからだを支える		1	3
		10.4 すまいを再建する		3	9
		10.5 まちを復興する		2	5
		10.6 中山間地域の復興を支える		1	2
		10.7 復旧・復興のために多様な資金を活用する		2	2
		10.8 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する		2	2
	(小計)			15	31
合計:10の施策の柱		合計:41の施策項目		(合計)	91
				(合計)	227

V アクションプログラム体系図

【基本理念】 21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心しての暮らせる街「かしはら」を目指します



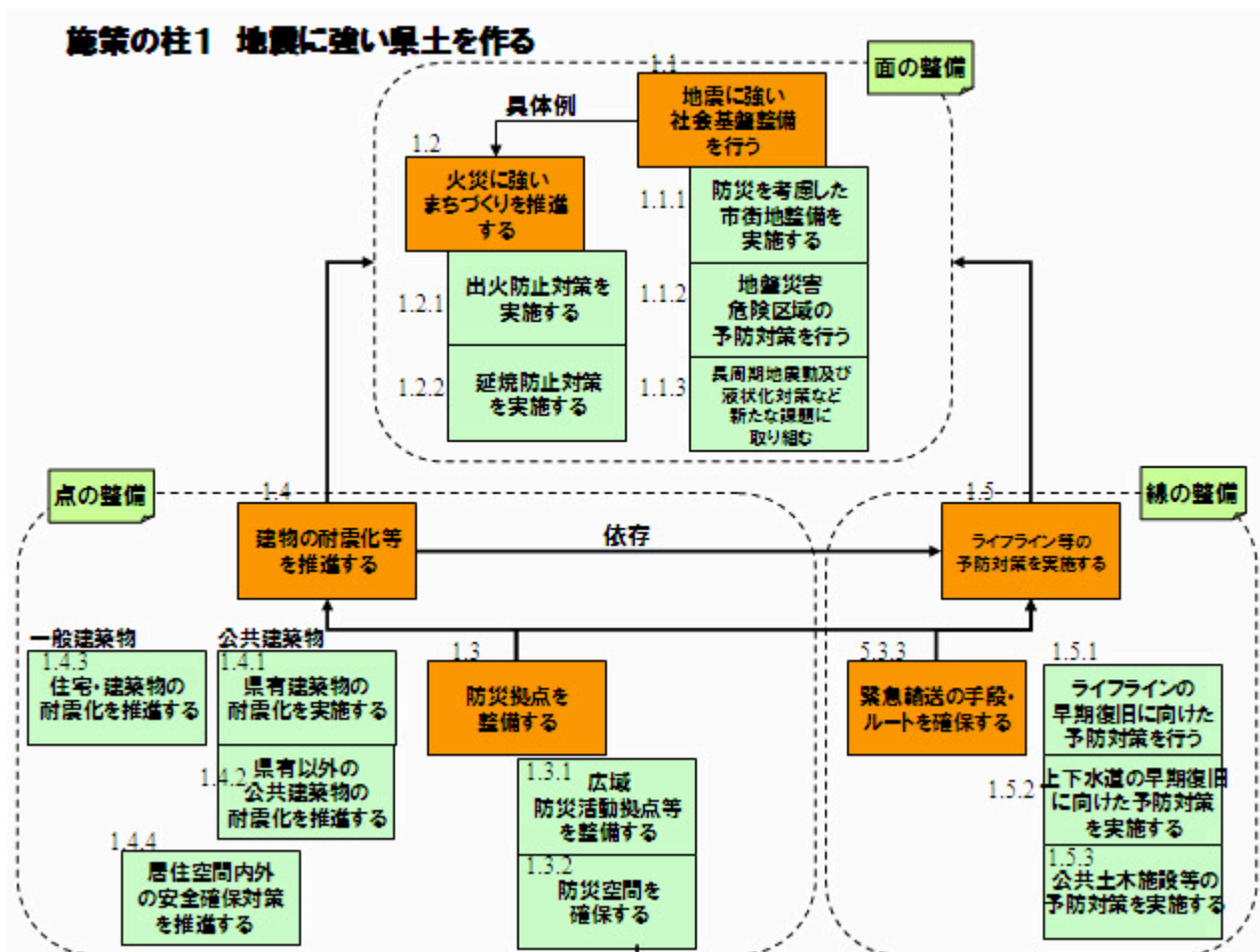
3 アクションプログラム一覧

施策の柱1 「地震に強い県土を作る」

「地震に強い県土をつくる」は、地震被害想定調査結果による人的被害等を軽減させるため、ハード対策を実施する必要があるため、5つの施策項目で構成されています。

5つの施策項目を「1.1 地震に強い社会基盤整備を行う」及び「1.2 火災に強いまちづくりを推進する」は面的整備として、「1.3 防災拠点を整備する」及び「1.4 建物の耐震化等を推進する」は点の整備として、「1.5 ライフライン等の予防対策を実施する」は線の整備として整理しました。

これらの面と点と線について連携できるものは連携して、総合的かつ効果的な対策を実施する必要があります。



VI アクションプログラム一覧

前頁の体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。
アクション項目には、実施期間・実施主体・県の役割・担当課を記載しています。分類の考え方は5～6ページをご覧ください。

1 地震に強い県土をつくる

地震に強い県土をつくるため、道路・河川整備、土砂災害対策などの基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、住宅や建築物の耐震化などの予防対策を計画的かつ着実に実施します。

1.1 地震に強い社会基盤整備を行う

[アクション目標] 1.1.1 防災を考慮した市街地整備を実施する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 県都市計画区域マスタープランに基づく市町村土地利用計画策定の推進(都市防災に考慮した市町村土地利用計画策定の推進)	中	県・市町村	助言	都市計画課
2 活断層上など危険な土地の利用についての検討	短	県	直接	防災統括室
3 狭隘道路対策の実施(都市計画道路の整備)	長	県・市町村	直接・助言	都市計画課
4 がけ地近接危険住宅・宅地造成危険箇所対策の推進(危険な住宅の移転等)	長	県・県民	支援	建築課

[アクション目標] 1.1.2 地盤災害危険区域の予防対策を行う

1 地すべり防止対策の実施	長	県・国	直接・助言	砂防課、河川課
2 急傾斜地崩壊対策の実施	長	県	直接	砂防課
3 山地災害危険箇所対策の実施(溪流等荒廃危険山地崩壊の未然防止等)	長	県	直接	林業基盤課
4 ため池防災対策の実施	長	県・市町村	直接・支援	耕地課

[アクション目標] 1.1.3 長周期地震動及び液状化対策など新たな課題に取り組む

1 液状化対策の検討(地質ボーリング調査のデータベース化の検討等)	中	県・市町村	直接・助言	技術管理課、防災統括室
-----------------------------------	---	-------	-------	-------------

1.2 火災に強いまちづくりを推進する

[アクション目標] 1.2.1 出火防止対策を実施する

1 出火防止対策の普及啓発の実施(出火防止のノウハウや不燃材の使用等の啓発)	短	県・市町村	直接・助言	建築課、防災統括室、消防救急課
2 安全装置付き機械器具の普及啓発の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、消防救急課
3 復電時における通電火災の防止対策の普及啓発の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、消防救急課

[アクション目標] 1.2.2 延焼防止対策を実施する

1 火災発生時の延焼防止対策の推進(密集市街地や緊急輸送道路沿いの不燃化の実施等)	長	県・市町村・県民	直接・助言	都市計画課、住宅課、建築課
2 消防力の充実推進(水利の確保策について検討等)	短	県・市町村	直接・支援・助言	防災統括室
3 消防団の充実・強化への支援(市町村の消防設備等の整備促進を図るための支援)	長	県・市町村	支援	防災統括室
4 民間事業者における動力消防ポンプの設置などによる消防力強化の推進	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室、消防救急課

VI アクションプログラム一覧

アクションプログラム体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。

アクション項目には、実施期間・実施主体・市の役割・担当課を記載しています。

1 地震につよいまちをつくる

地震に強いまちをつくるため、道路・河川の整備、土砂災害防止対策などの基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、住宅や建築物の耐震化などの予防対策を計画的かつ着実に実施します。

1.1 地震に強い社会基盤整備を行う

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 防災を考慮した市街地整備を実施する	1 災害に強い都市計画の促進	長	市、県	直接、助言	都市計画課、市街地整備課
	2 土地利用の検討	長	市、県	直接、助言	都市計画課、企画課
2 地盤災害危険区域の予防対策を行う	1 活断層調査研究の実施	長	市、県	直接、助言	防災課
	2 溜池等の防災対策	長	市、県	直接、支援	農林課
	3 急傾斜地等崩壊危険区域対策	長	市、県	支援	土木課
	4 土砂災害防止の対策	長	市、県	支援	土木課
3 長周期地震動及び液状化対策など新たな課題に取り組む	1 長周期地震動対策の検討	短	市、県	助言、直接	防災課
	2 地震ハザードマップの作成	短	市、県	助言、直接	防災課
	3 液状化対策の検討	中	市、県	直接、助言	防災課

1.2 地域特性を反映した火災に強いまちづくりを推進する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 出火防止対策を実施する	1 出火防止対策の促進	長	消防	直接	消防署
	2 火災予防の啓発	長	消防	直接	消防署
2 延焼防止対策を実施する	1 消火機器の整備	長	消防	直接	消防署
	2 防火管理の徹底	長	消防	直接	消防署
	3 消防施設の整備	長	消防	直接	消防署
	4 家屋の防火性能の向上	短	市、消防	支援、直接	消防署

1.3 防災拠点を整備する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 広域防災活動拠点等を整備する	1 ヘリポート適地のデータベース化	中	市、県	直接、助言	防災課
	2 広域防災活動拠点の整備	中	市	直接	防災課
2 地域防災活動拠点等を整備する	1 消防署の整備	長	市、消防	支援、直接	消防署
	2 防災空間の確保	長	市	直接	都市計画課
	3 地域防災活動拠点の整備	中	市	直接	防災課

VI アクションプログラム一覧

前頁の体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。
アクション項目には、実施期間・実施主体・市の役割・担当課を記載しています。分類の考え方は5～6ページをご覧ください。

1 地震に強いまちをつくる

地震に強いまちをつくるため、道路・河川整備などの基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、住宅や建築物の耐震化などの予防対策を計画的かつ着実に実施します。

1.1 地震に強い社会基盤整備を行う

〔アクション目標〕 1.1.1 防災を考慮した市街地整備を実施する

(アクション項目)

	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 災害に強い都市計画の立案	長	市・県	直接・助言	都市計画課
2 狭あい道路の整備	長	市・県	直接・助言	道路河川課、建設管理課 都市計画課

〔アクション目標〕 1.1.2 地形を考慮した防災まちづくりを実施する。

1 計画的な土地利用対策の促進	長	市・県	直接・助言	都市計画課、都市施設整備課
2 ため池整備の促進	長	市・市民	直接・支援	農業振興課
3 傾斜地等崩壊危険区域の安全対策の実施	長	市・県	直接・助言	道路河川課

〔アクション目標〕 1.1.3 長周期地震動等新たな課題に取り組む

1 液状化対策の検討	中	市・県	直接・助言	防災安全課
------------	---	-----	-------	-------

1.2 火災に強いまちづくりを推進する

〔アクション目標〕 1.2.1 出火防止対策を促進する

1 火災予防意識の啓発	短	市	直接・助言	防災安全課、榎原消防署
2 防火・危険物の管理責任の徹底	短	市・企業	直接・助言	榎原消防署

〔アクション目標〕 1.2.2 延焼防止対策を実施する

1 火災発生時の延焼防止対策の推進（密集市街地・緊急輸送道路沿いの不燃化の実施等）	長	市・県・市民	直接・助言	建築指導課、都市計画課 榎原消防署
---	---	--------	-------	----------------------

〔アクション目標〕 1.2.3 地域における消防力を強化する

1 市民に対する防火指導・訓練の実施	短	市・防災関係機関・市民	支援・助言	榎原消防署、防災安全課
2 地域における消防資機材等の整備の促進	短	市・市民	支援・助言	防災安全課、榎原消防署

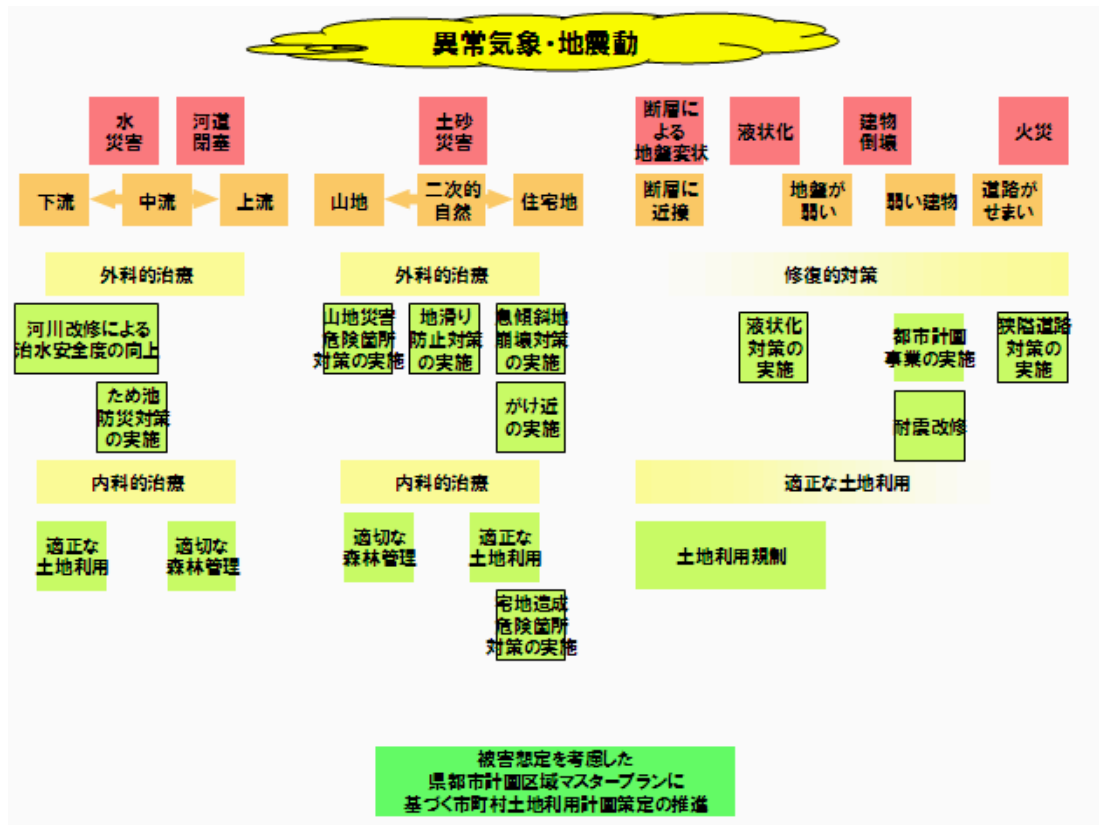
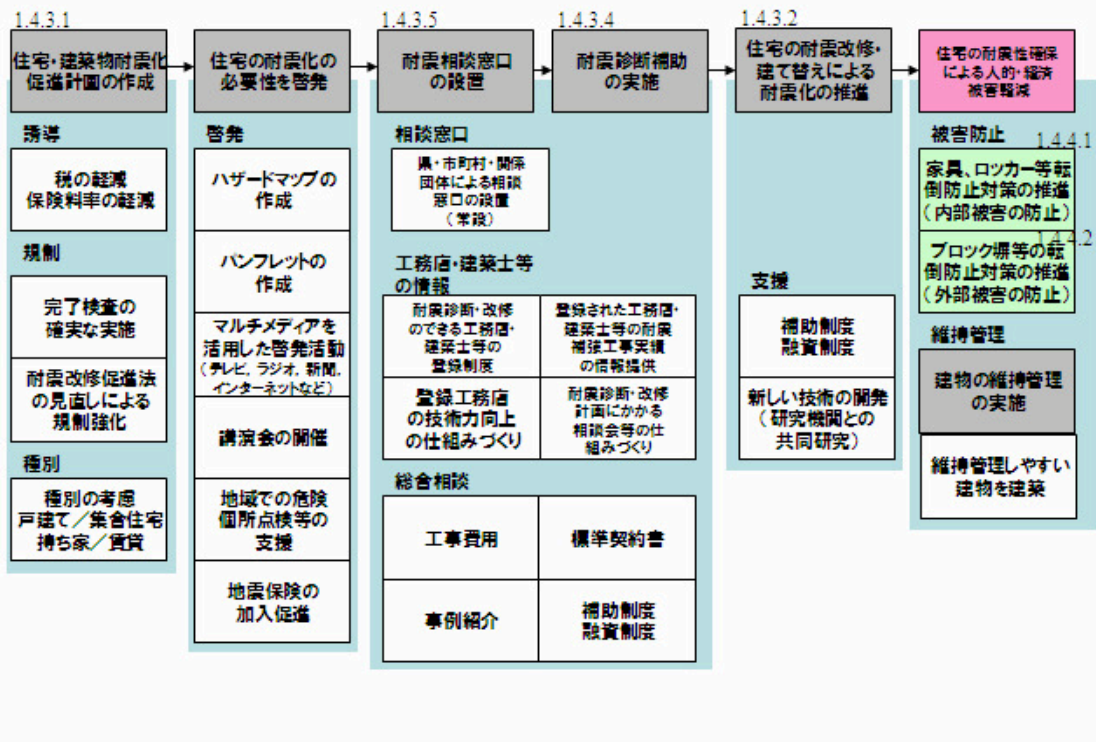
1.3 防災拠点を整備する

〔アクション目標〕 1.3.1 防災拠点(本部)を整備する

1 災害対策本部機能の確保	短	市	直接	防災安全課、総務課
2 ヘリポートの確保	短	市	直接	防災安全課、都市施設整備課

施策の柱1 地震に強い県土を作る

1.4.3 住宅・建築物の耐震化を推進する



1.3 防災拠点を整備する

〔アクション目標〕 1.3.1 広域防災活動拠点を整備する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 広域防災拠点の整備	中	県	直接	防災統括室
2 緊急ヘリポート適地のデータベース化（緊急ヘリポート適地のGIS化の検討）	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室、消防救急課
3 ヘリポートの防災機能の強化	短	県	直接	交流政策課
4 各土木事務所の防災拠点としての整備（投光器、発電機等の資機材の整備）	中	県	直接	監理課

〔アクション目標〕 1.3.2 防災空間を確保する

1 防災への活用ができる都市公園等の整備（避難地となる防災公園の整備の推進）	長	県・市町村	直接・助言	都市計画課
--	---	-------	-------	-------

1.4 建物の耐震化等を推進する

〔アクション目標〕 1.4.1 県有建築物の耐震化を実施する

1 県有建築物の耐震化促進指針の作成	短	県	直接	営繕課、住宅課、警) 会計課、関係課
2 災害対応の拠点となる施設等の耐震化の促進	長	県	直接	営繕課、管財課
3 警察署等の耐震化の促進	長	県	直接	警) 会計課
4 学校施設の耐震化の促進	長	県	直接	教) 総務福利課
5 医療施設の耐震化の促進	長	県	直接	医大・病院課
6 福祉施設の耐震化の促進	長	県	直接	こども家庭課

〔アクション目標〕 1.4.2 県有以外の公共建築物の耐震化を推進する

1 市町村有建築物の耐震化の推進（市町村有建築物、消防署等）	長	県・市町村	助言	建築課、防災統括室、消防救急課、教) 総務福利課
--------------------------------	---	-------	----	--------------------------

〔アクション目標〕 1.4.3 住宅・建築物の耐震化を推進する

1 住宅・建築物耐震化促進計画の作成	短	県・市町村	直接・助言	建築課
2 住宅の耐震改修・建て替えによる耐震化の推進（県民向け耐震診断・改修の意識啓発等）	長	県・市町村・県民	直接・支援・助言	建築課
3 民間建築物の耐震補強の推進（民間建築物所有者等に対する耐震化への意識啓発等）	長	県・企業	直接・助言	建築課、総務課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、医務課
4 耐震診断の推進（耐震診断技術者を派遣し、耐震診断費用の一部支援）	中	県・市町村	支援	建築課
5 耐震相談窓口の設置（耐震診断等のアドバイザーとして技術者の派遣を建築関係団体に委託等）	短	県・市町村	直接・助言	建築課
6 耐震補強を実施できる工務店の情報提供（耐震等のアドバイザー及び耐震工務店の情報提供等の体制整備を建築関係団体に要請等）	中	県・企業	直接・助言	建築課

1.4 建物の耐震化等を推進する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	市有建築物の耐震化を実施する	1	施設等の耐震化の促進の実施	中	市	直接	生涯学習課、市民体育課、水道局、児童福祉課、教育総務課、市立病院
2	市有以外の公共性のある建築物の耐震化を推進する	1	耐震化の推進	短	市、県	直接、助言	防災課
		2	耐震化の補助制度の検討	短	市、県	直接、支援	防災課
3	住宅・建築物の耐震化等を推進する	1	住宅・建築物の耐震化促進計画の見直し	短	市、県	直接、助言	防災課
		2	耐震化の補助制度	短	市、県	直接	防災課
		3	耐震診断・耐震改修の相談窓口の設置	短	市	直接	建築課
		4	ブロック塀の耐震化の推進	短	市、県	直、支、助	防災課
		5	老朽建築の補強・建替えの推進	短	市、県	直、支、助	防災課
4	居住空間内外の安全確保対策を推進する	1	家具等の転倒防止対策の推進	短	市、市民、企業	直接、助言	防災課
		2	ガラス・屋外看板等の飛散落下防止対策の推進	短	市、市民、企業	直接、助言	防災課
		3	ブロック塀等の倒壊防止対策の推進	短	市、市民、企業	直接、助言	防災課
		4	自動販売機の転倒防止対策の推進	短	市、市民、企業	直接、助言	防災課
		5	耐震化の補助制度の検討(居住空間内外)	短	市	直接	防災課

1.5 ライフライン等の予防対策を実施する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を行う	1	ライフライン関係機関との連絡体制の整備	短	市、市民、防災関係機関	直接、支援	防災課
2	公共土木施設等の予防対策を実施する	1	災害に強い道路整備の促進	長	市、国、県	直、支、助	土木課、都市計画課、監理課
		2	上下水道施設の耐震化の促進	中	市、県	直、支、助	下水道建設課、下水道維持課、水道局
		3	橋梁・河川の整備の促進	長	市、国、県	直、支、助	土木課
		4	耐震性貯水槽の設置の促進	中	市、国、県	直、支、助	水道局

〔アクション目標〕 1.3.2 地域防災拠点等を整備する

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

1 地域における防災拠点の選定及び重点的整備

中	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

〔アクション目標〕 1.3.3 防災空間を確保する

1 防災公園機能の整備

長	市	直接	都市施設整備課、都市計画課
---	---	----	---------------

2 オープンスペース(緑地等)の確保

長	市・市民	直接・助言	都市施設整備課、都市計画課
---	------	-------	---------------

1.4 建物の耐震化等を推進する

〔アクション目標〕 1.4.1 市有建築物の耐震化を推進する

1 耐震化促進計画の策定

短	市	直接	建築指導課、防災安全課 教育委員会総務課
---	---	----	-------------------------

2 市有建築物の耐震化の実施

長	市	直接	防災安全課、営繕課 総務課、住宅課 教育委員会総務課、関係課
---	---	----	--------------------------------------

〔アクション目標〕 1.4.2 市有以外の公共性のある建築物の耐震化を促進する

1 耐震化の啓発

短	市・県	直接・助言	防災安全課、建築指導課
---	-----	-------	-------------

2 耐震診断の促進

中	市・県	直接・支援	防災安全課
---	-----	-------	-------

〔アクション目標〕 1.4.3 一般建築物の耐震化を推進する

1 住宅耐震化の推進

長	市・市民・ 県	直接・支 援・助言	防災安全課、建築指導課
---	------------	--------------	-------------

2 危険物施設の耐震化の促進

短	市・企業	助言	建築指導課、榎原消防署
---	------	----	-------------

3 相談窓口の設置及び情報提供

短	市	直接・支援	建築指導課、防災安全課
---	---	-------	-------------

〔アクション目標〕 1.4.4 居住空間内外の安全対策を促進する

1 家具、ロッカー等転倒防止対策の推進

短	市・市民・ 企業	助言	防災安全課
---	-------------	----	-------

2 ブロック塀、自動販売機等の転倒防止の促進

短	市・市民・ 企業	直接・助言	建築指導課
---	-------------	-------	-------

3 ガラス、屋外広告の落下、飛散防止対策の促進

短	市・市民・ 企業	直接・助言	建築指導課、都市計画課
---	-------------	-------	-------------

1.5 ライフライン等の予防対策を実施する

〔アクション目標〕 1.5.1 ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を実施する

1 上下水道施設の耐震化の推進(管渠等)

長	市	直接	水道局、下水道課
---	---	----	----------

2 受水槽緊急遮断弁の整備

長	市	直接	水道局
---	---	----	-----

〔アクション目標〕 1.5.2 公共土木施設等の予防対策を実施する

1 災害に強い道路網の整備

長	市・県	直接・助言	都市計画課、道路河川課 建設管理課
---	-----	-------	----------------------

2 橋梁耐震化の推進

長	市・県	直接・助言	道路河川課
---	-----	-------	-------

3 災害に強い河川整備の推進

長	市・県	直接・助言	道路河川課、建設管理課
---	-----	-------	-------------

< 施策の柱 1 の続き >

〔アクション目標〕 1.4.4 居住空間内外の安全確保対策を推進する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 家具、ロッカー等転倒防止対策の推進（「住まいづくりセミナー」における啓発等）	短	県・市町村・県民・企業	直接・助言	住宅課
2 ブロック塀等の倒壊防止対策の推進	短	県・市町村・県民	助言	建築課
3 自動販売機の転倒防止対策の推進（自動販売機設置業者との連携等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	商工課、防災統括室
4 ガラスや屋外広告看板等の落下・飛散防止対策の推進（一定規模以上の既存建築物の所有者に対する安全確保についての指導助言等）	短	県・県民・企業	直接・助言	建築課・関係課

1.5 ライフライン等の予防対策を実施する

〔アクション目標〕 1.5.1 ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を行う

1 ライフライン関係機関との連絡体制の確立（県とライフライン事業者等による連絡体制の整備）	短	県・防災関係機関	直接・支援	防災統括室
2 ライフラインの復旧状況に係る情報の一元化を行う仕組みづくりの検討（ライフライン事業者等との情報を一元化し提供できる仕組みの検討）	短	県・防災関係機関	直接・支援	防災統括室

〔アクション目標〕 1.5.2 上下水道の早期復旧に向けた予防対策を実施する

1 上水道施設の耐震化の促進（水管橋の落橋防止対策等）	中	県・市町村	直接・支援・助言	水道局、生活衛生課
2 下水道施設の耐震化の促進（処理場の耐震補強対策等）	中	県・市町村	直接・助言	下水道課

〔アクション目標〕 1.5.3 公共土木施設等の予防対策を実施する

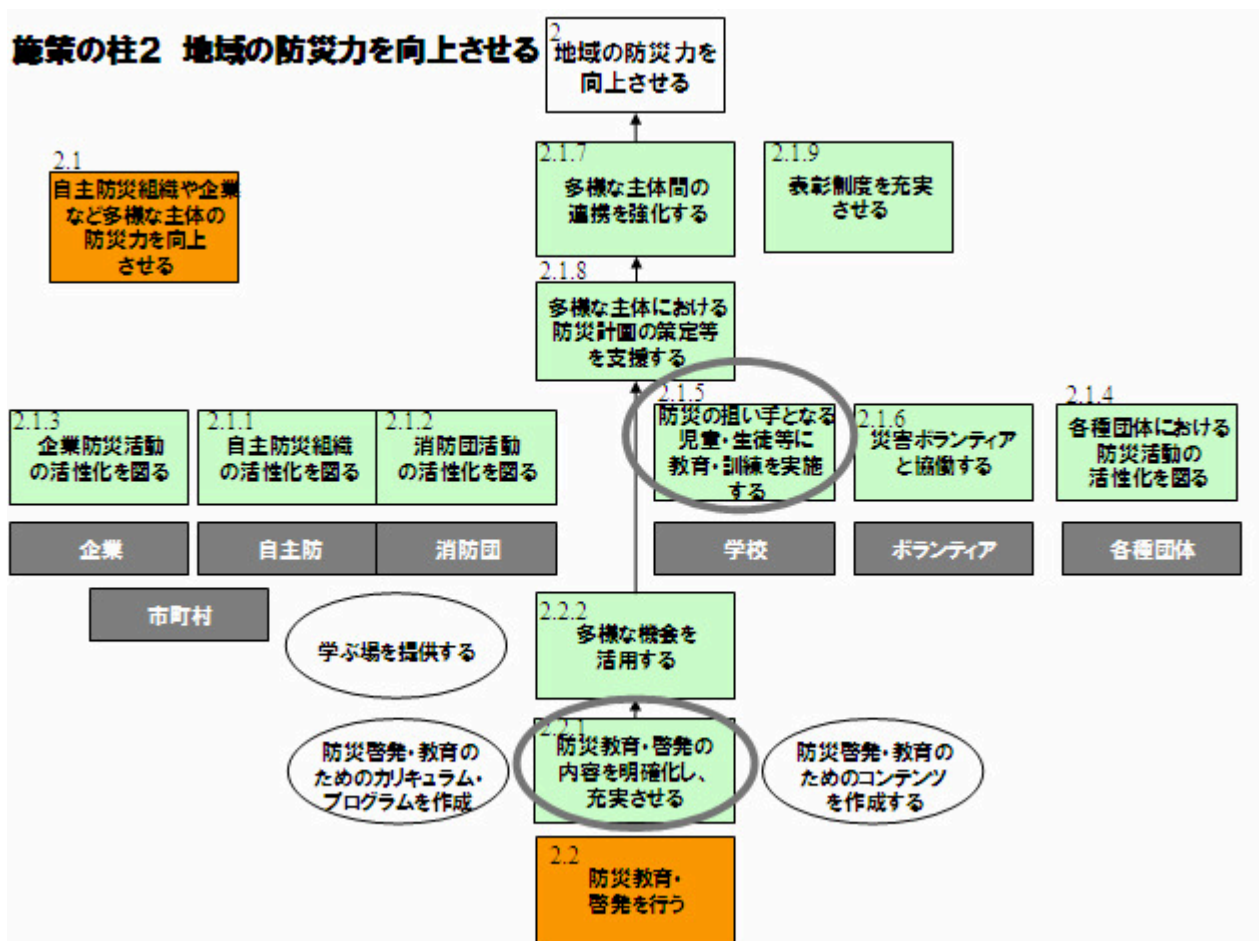
1 災害に強い道路網の整備（道路の拡幅や道路橋の耐震補強対策の実施等）	長	県・国・市町村・防災関係機関	直接・支援・助言	道路建設課、道路維持課、都市計画課
2 災害に強い河川整備（河川改修事業、ダム建設事業、河川維持補修事業等）	長	県・国・市町村	直接・支援・助言	河川課
3 電線地中化の促進（電線類の地中化による緊急輸送路・避難路の確保）	長	県・国・市町村	直接・支援・助言	道路維持課、道路建設課、都市計画課

施策の柱2 「地域の防災力を向上させる」

大規模地震が発生した場合、特に発災直後は行政だけでは対応できません。とりわけ、東南海・南海地震の際は広域災害で他府県からの応援は期待できないと言われています。「2 民間の防災力を向上させる」は、この問題に関する2つの施策項目で構成されています。

県として、自主防災組織・消防団・企業・各種団体・学校など多様な主体に積極的に働きかけて、「2.1 多様な主体の防災力を向上させる」必要があります。併せて、災害ボランティアとの協働も重要です。

そして、「2.2 防災教育・啓発を行う」必要がありますが、住民、地域、企業、学校などの主体別に防災教育・啓発の内容を明確化し充実させて、広報誌・パンフレット・ホームページ等を活用し、防災講演会・県政出前トーク・イベント会場等の場で啓発活動を実施するなど、多様な機会を活用していきます。



2 地域の防災力を向上させる

県民・自主防災組織・企業・学校など地域における多様な主体の地域防災力を向上させるため、広報誌・パンフレットの作成、ホームページの充実、防災講演会・県政出前トークの開催、防災教育・防災訓練の実施など多様な機会を活用した啓発活動を実施していきます。

2.1 自主防災組織や企業など多様な主体の防災力を向上させる

[アクション目標] 2.1.1 自主防災組織の活性化を図る

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 自主防災組織の組織化の推進（市町村・住民への意識啓発等）	短	県・市町村・県民	直接・支援・助言	防災統括室
2 自主防災組織の活性化の推進（リーダー養成、地域での防災訓練の実施等）	短	県・市町村・県民	直接・支援・助言	防災統括室

[アクション目標] 2.1.2 消防団活動の活性化を図る

1 消防団活動の活性化の推進（消防団員の確保対策等）	短	県・市町村・県民	直接・支援・助言	消防救急課
----------------------------	---	----------	----------	-------

[アクション目標] 2.1.3 企業防災活動の活性化を図る

1 企業防災連絡会の開催（企業の防災担当者、責任者との意見交換会の実施）	短	県・市町村・企業	直接・助言	商工課、防災統括室
2 企業の災害時業務継続計画（BCP）作成の支援（企業業務継続計画作成支援のための講演会開催等）	中	県・市町村・企業	直接・支援・助言	商工課、防災統括室
3 商店街における防災活動の活性化の推進（商店街等の地域性を考慮した自主防災組織の活動事例集作成等）	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	金融・商業振興課、防災統括室

[アクション目標] 2.1.4 各種団体における防災活動の活性化を図る

1 各種団体における活性化方策の検討（各種団体の活性化方策の検討）	短	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・助言	防災統括室、関係課
-----------------------------------	---	-----------------	-------	-----------

[アクション目標] 2.1.5 防災の担い手となる児童・生徒等に教育・訓練を実施する

1 幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施（子どもたちの発育段階に応じた防災教育指導事例の作成等）	短	県・国・市町村・企業	直接・支援・助言	教) 教育企画課・保健体育課
2 教職員を対象とした防災教育研修会の実施（防災教育先進的な取組から、各学校における今後の取組の検討等）	短	県・市町村	直接・支援	教) 教育研究所
3 学校・家庭・地域及び関係機関が連携した防災教育・訓練の実施	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援・助言	教) 保健体育課

[アクション目標] 2.1.6 災害ボランティアと協働する

1 災害ボランティアの受援体制の検討（県災害ボランティア本部の設置等）	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援・助言	県民生活課
2 災害ボランティア団体・関係機関との連絡会の開催（災害救援活動のネットワークづくり）	短	県・市町村・県民・企業	直接・助言	県民生活課
3 災害ボランティアの活動内容の検討（市町村災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成等）	短	県・市町村・防災関係機関・県民	直接・支援・助言	県民生活課
4 災害ボランティアコーディネーターの養成及び登録制の実施	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室
5 専門技術ボランティアの活動内容の検討（医療ボランティアの確保、情報の提供、配置調整等を円滑に行うための方策の検討等）	短	県・防災関係機関・企業	直接・助言	医務課、建築課、防災統括室
6 専門技術ボランティアの養成及び登録制の実施	短	県・防災関係機関・企業	直接・助言	医務課、建築課、防災統括室

2 地域の防災力を向上させる

市民・自主防災組織・企業・学校・天理教関係機関など地域における多様な主体の地域防災力を向上させるため、広報紙、パンフレット等の作成、ホームページの充実、防災研修会の開催、防災訓練、防災教育の実施など多様な機会を活用した啓発活動を実施していきます。

2.1 自主防災組織や企業など多様な主体の防災力を向上させる

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	自主防災組織を立ち上げる	1	自主防災組織の結成の推進 (住民への啓発)	短	市、市民	直、支、助	防災課
		2	設立補助金制度の充実	短	市	直接、支援	防災課
2	自主防災組織の活性化を図る	1	リーダーの養成の促進	短	市	直接	防災課
		2	防災資機材等の整備の推進	短	市	直接	防災課
		3	自主防災組織による防災マップの作成	短	市	直接	防災課
		4	防災訓練・研修会等の実施	短	市	直接	防災課
		5	活動補助金制度の充実	短	市	直接	防災課
3	消防団活動の活性化を図る	1	団員の確保	長	市、消防、市民	直、支、助	消防署
		2	団員の訓練等の充実	長	市、消防、市民	直、支、助	消防署
4	企業防災活動の活性化を図る	1	企業の自主防災組織の推進	短	市、企	直、支、助	防災課
		2	企業の防災訓練・研修会等の実施	短	市、企	直、支、助	防災課、消防署
5	各種団体における防災活動の活性化を図る	1	各種団体の防災訓練・研修会等の実施	短	市、各種団体	直、支、助	防災課
6	教育関係機関における防災活動の活性化を図る	1	児童・生徒等への防災教育の推進	短	市	直、支、助	学校教育課、防災課
		2	教職員への防災教育の推進	短	市	直、支、助	学校教育課、防災課
		3	保護者への防災教育の推進	短	市	直、支、助	学校教育課、防災課
7	災害ボランティアと協働する	1	災害ボランティアの活動内容の検討	長	市、県、市民、関係機関	直、支、助	防災課、社会福祉協議会
		2	災害ボランティア受援体制の検討	短	市、県、市民、関係機関	直、支、助	防災課、社会福祉協議会
		3	災害ボランティアの養成及び登録制の実施	長	市、県	直接、支援	防災課、社会福祉協議会
		4	災害ボランティアコーディネータの養成及び登録制の実施	長	市、県	直接、支援	防災課、社会福祉協議会
		5	ボランティアネットワークの確立・強化	短	市、県、市民、企業	直接、助言	防災課、社会福祉協議会
8	天理教における防災活動の活性化を図る	1	防災リーダーの養成推進	中	市	直接	防災課
		2	防災訓練・研修会等の実施	短	市	直接	防災課、消防署
		3	天理教施設における資機材整備の推進	中	市	直接	防災課

2 地域の防災力を向上させる

市民・自主防災組織・企業・学校など地域における多様な主体の地域防災力を向上させるため、広報誌・パンフレットの作成、ホームページの充実、防災セミナー・出前講座の開催、防災教育・防災訓練の実施など多様な機会を活用した啓発活動を実施していきます。

2.1 市民が主体となって防災力を向上させる

〔アクション目標〕 2.1.1 各自治会単位で防災活動組織の充実を図る

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 自主防災組織の設立及び充実の促進	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課 榎原消防署
2 自主防災組織(自治会)における避難手段の検討(防災マップの作成・連絡網の構築等)	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課
3 自主防災組織(自治会)が主体となった訓練の実施	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課
4 各校区ごとの避難所運営の検討	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課

〔アクション目標〕 2.1.2 各世帯の防災力を向上させる

1 家庭内備蓄の啓発及び促進(食糧・飲料水等)	短	市・市民	助言	防災安全課
2 家族間の連絡体制確立の必要性の周知	短	市・市民	助言	防災安全課

〔アクション目標〕 2.1.3 消防団活動の充実を図る

1 消防団災害対応マニュアルの策定	中	市	直接	防災安全課、榎原消防署
2 消防団員の研修・訓練の実施	短	市	直接	防災安全課、榎原消防署
3 消防団活動の拡大及び活性化の推進	短	市	直接	防災安全課、榎原消防署
4 消防団の装備充実	中	市	直接	防災安全課、榎原消防署

〔アクション目標〕 2.1.4 企業・各種団体の防災力を向上させる

1 防災マニュアル作成の推進	短	市・市民・企業	支援・助言	防災安全課、地域振興課
2 企業等職域における訓練の実施	短	市・市民・企業	支援・助言	防災安全課、地域振興課
3 企業における自主防災組織の設立	短	市・市民・企業	支援・助言	防災安全課、地域振興課

〔アクション目標〕 2.1.5 防災の担い手となる児童・生徒等の防災力を向上させる

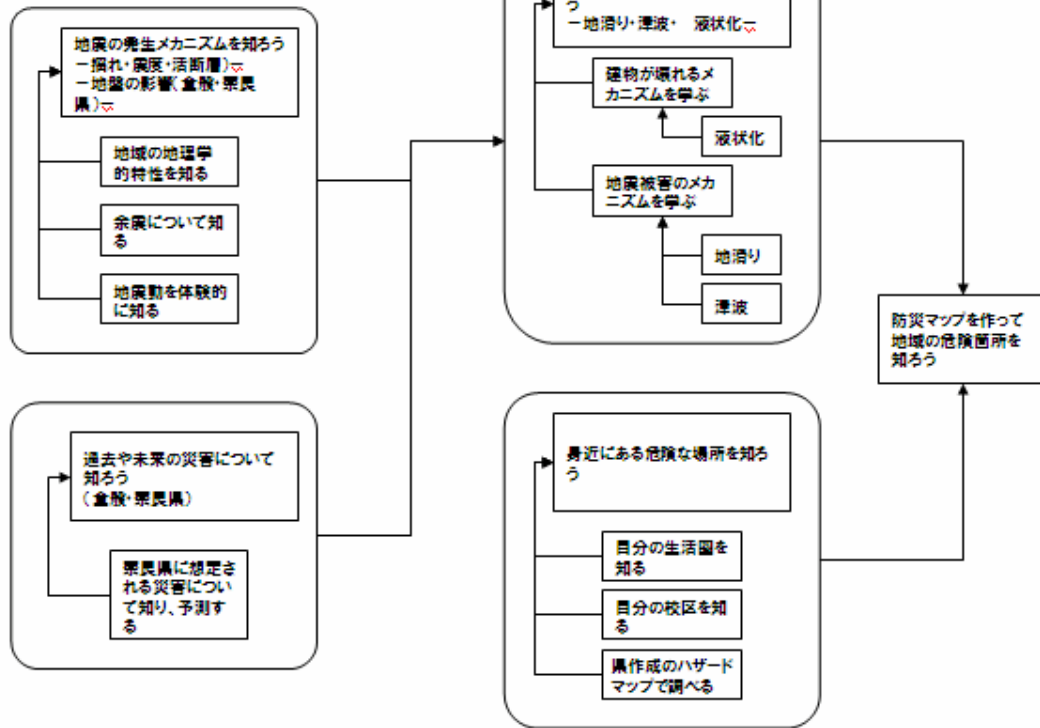
1 学校の防災計画の作成	短	市・市民	直接・支援・助言	学校教育課
2 各学校等が主体となった訓練の実施	短	市・市民	直接・支援・助言	学校教育課、防災安全課

〔アクション目標〕 2.1.6 災害ボランティアと協働する

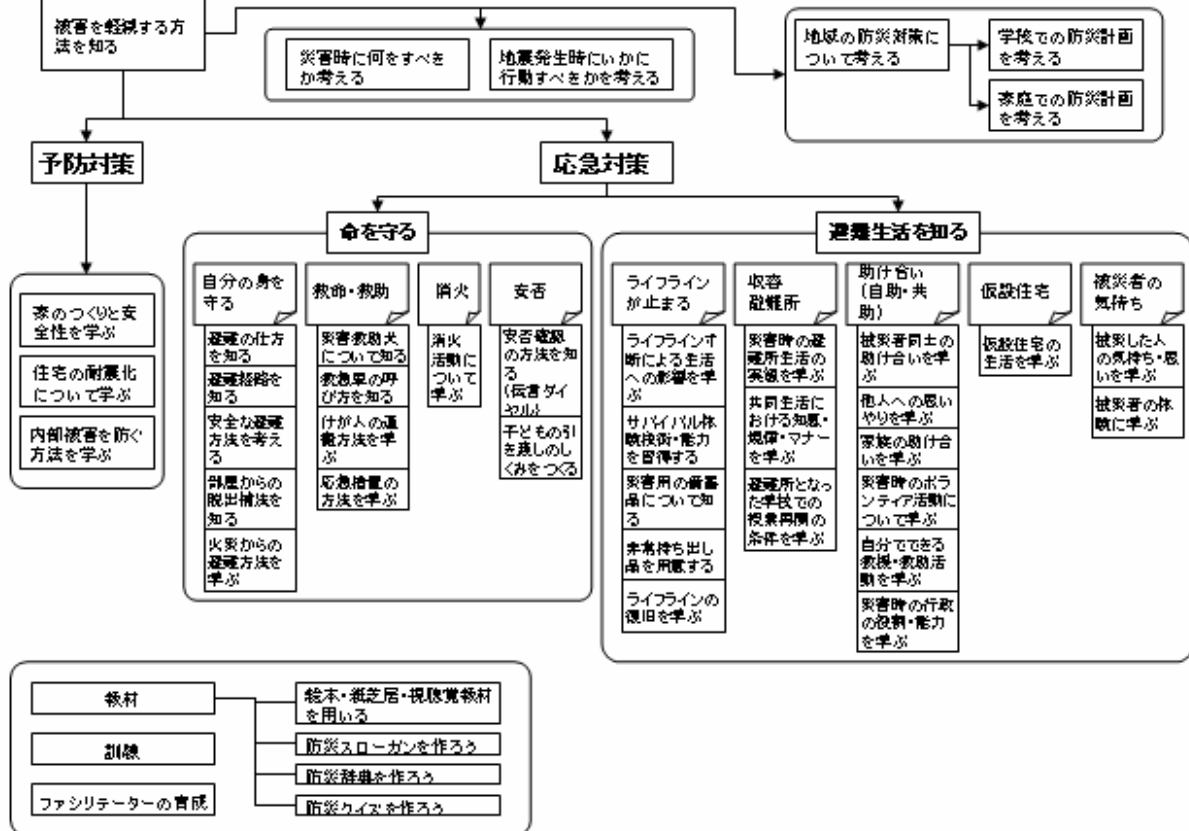
1 ボランティアセンターとの協働体制の構築	短	市・県・市民・防災関係機関	直接・支援・助言	防災安全課、社会福祉協議会
2 ボランティア登録制度の強化	短	市・県・市民・防災関係機関	直接・支援・助言	社会福祉協議会、社会教育課
3 ボランティア受援マニュアルの作成	短	市・県・市民・防災関係機関	直接・支援・助言	防災安全課、社会福祉協議会 福祉政策課
4 ボランティアコーディネーターの育成	中	市・県・市民・防災関係機関	直接・支援・助言	社会福祉協議会

防災啓発・教育のためのコンテンツ・カリキュラムを充実させる

① 想定被害を知る



防災啓発・教育のためのカリキュラムを充実させる ② 被害を軽減する方法を知る



〔アクション目標〕 2.1.7 多様な主体間の連携を強化する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 多様な主体間の協働関係構築のための支援等の検討	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援	防災統括室

〔アクション目標〕 2.1.8 多様な主体における防災計画の策定等を支援する

1 多様な主体における防災計画の策定の支援（自主防災組織、企業、ボランティア、NPO等が連携して防災対策にあたるよう、協働関係の構築の検討等）	短	県・市町村・県民・企業	支援	防災統括室
2 多様な主体における防災マニュアル例の提示（事業所等向け防災マニュアルガイドラインの提示等）	短	県・市町村・県民・企業	支援	防災統括室
3 様々な防災訓練方法の提示（様々な防災訓練について、パンフレット等により提示）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援	防災統括室
4 防災アドバイザー派遣制度の検討（地域の防災活動を担う「防災士」の養成等）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援	防災統括室

〔アクション目標〕 2.1.9 表彰制度を充実させる

1 防災功労自主防災組織の表彰の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
2 防災功労消防団(員)の表彰の実施	短	県・市町村	直接・助言	消防救急課
3 防災功労企業・団体等の表彰の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
4 防災功労者の表彰の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室

2.2 防災教育・啓発を行う

〔アクション目標〕 2.2.1 防災教育・啓発の内容を明確化し、充実させる

1 住民・地域向けの啓発内容の明確化及び充実（住民・地域向けパンフレットの作成、浸水想定区域図の作成等）	短	県・市町村・県民	直接・助言・支援	防災統括室、河川課、関係課
2 企業向けの啓発内容の明確化及び充実（企業防災教育の普及・支援等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	商工課、防災統括室、業務課、環境政策課
3 病院向けの啓発内容の明確化及び充実（病院職員を対象に防災教育・啓発のための研修実施等）	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	医務課、医大・病院課
4 福祉施設向けの啓発内容の明確化及び充実（定期的な防災訓練の実施等）	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課
5 学校における防災教育カリキュラムの整備（各学校において防災教育カリキュラムの作成等）	短	県・国・市町村・企業	直接・支援	教）教育企画課・保健体育課

〔アクション目標〕 2.2.2 多様な機会を活用する

1 広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用（広報誌・パンフレット・ホームページ等において防災情報を掲載し啓発の実施等）	短	県・市町村	直接・助言	広報広聴課、防災統括室、関係課
2 防災講演会、県政出前トーク等での啓発活動の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、建築課、関係課
3 イベント会場等での啓発活動の実施（効果的なイベントを選定し、啓発活動の実施）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、建築課、関係課

2.2 防災教育・啓発を行う

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	防災教育を実施する	1	地域勉強会の実施	短	市、関係機関、市民	直接、支援、助言	防災課
2	防災啓発を充実する	1	防災啓発用資料等の作成	短	市	直接	防災課
		2	イベントや研修会等の実施	長	市	直接	防災課

2.2 防災教育・啓発を行う

[アクション目標] 2.2.1 防災教育プログラムの内容を明確化し充実させる

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 住民・地域向けの啓発内容の明確化及び充実(パンフレット・洪水ハザードマップ等の作成)	短	市・県	直接・助言・支援	防災安全課
2 災害時要援護者支援の啓発内容の明確化及び充実	短	市・県	直接・助言	福祉政策課、在宅支援課 介護福祉課、児童福祉課 防災安全課
3 防災教育カリキュラムの作成及び見直し	中	市	直接・支援・助言	学校教育課、防災安全課
4 企業向け啓発内容の明確化及び充実	短	市・県・企業	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課

[アクション目標] 2.2.2 多様な機会を通じて教育・啓発を行う

1 広報かしはら・ホームページの活用	短	市	直接・助言	秘書広報課、防災安全課
2 イベント会場等での啓発活動	短	市	直接・助言	防災安全課、関係課
3 職員出前講座による地震防災教育の充実	短	市	直接・助言	防災安全課、社会教育課

施策の柱3「的確な情報処理を実施する」

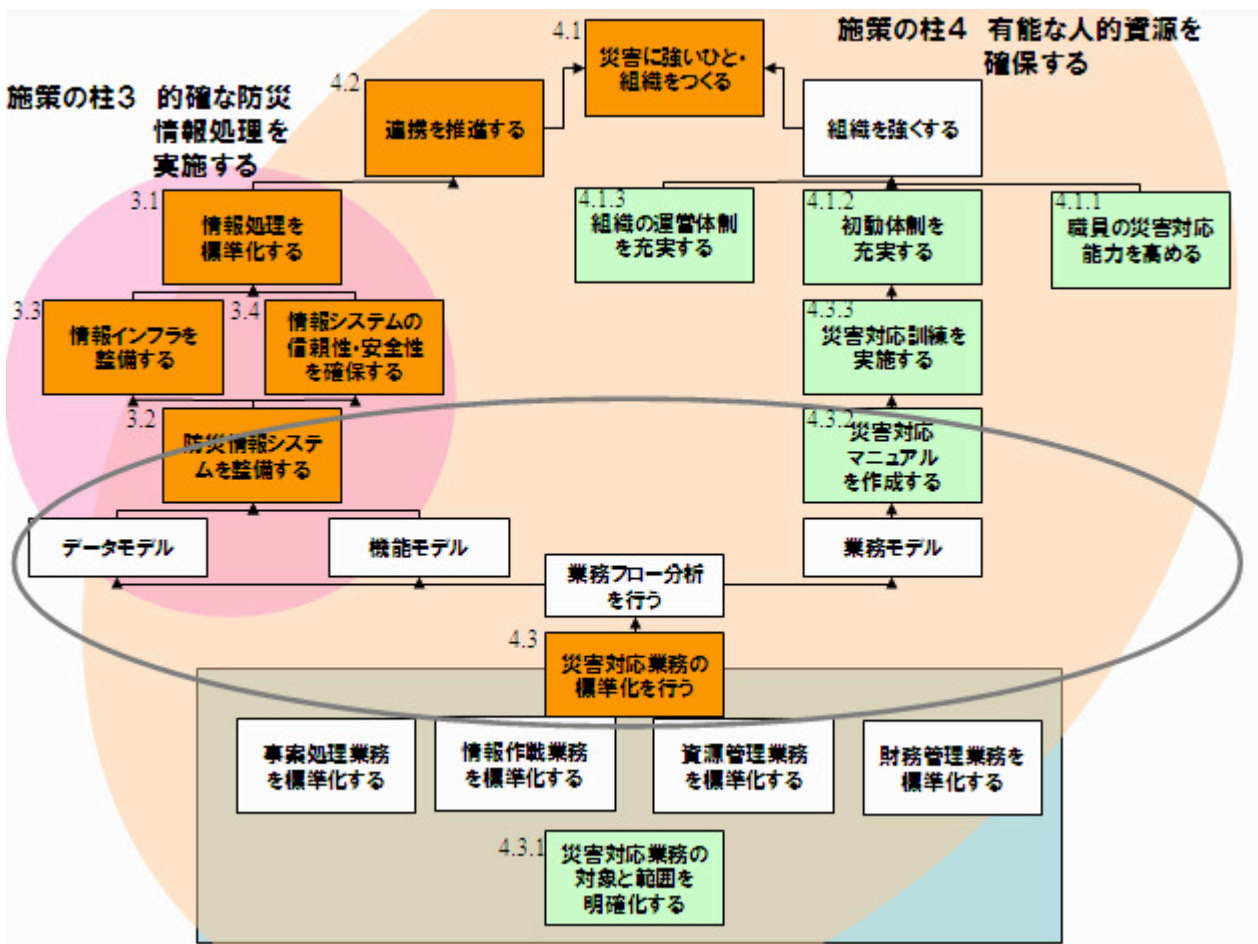
奈良県が地域防災計画に掲げている業務内容を確実にやりとげるためには、膨大に集まった情報を的確に処理する必要があります。

「3 的確な情報処理を実施する」ための4つの施策項目を3ステップに分類しました。

1つ目のステップの「3.1 情報処理を標準化する」は、災害が起きた時に最低限行わなければならない業務の標準化です。このためには、「情報内容を明確化する」と「情報処理業務を明確化する」が必要となります。

2つ目のステップは、「3.2 防災情報システムを整備する」です。これを行うためには、1つ目のステップが十分検討されている必要があります。その上で、情報を「収集」と「発信」に整理し、システム検討を行います。

3つ目のステップの「3.3 情報インフラを整備する」や「3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する」は、情報システムを整備するうえで必要となる項目です。



3 的確な防災情報処理を実施する

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理システムを構築するとともに、情報インフラの整備を進め、信頼性・安全性を確保した総合防災情報システムを整備します。

3.1 情報処理を標準化する

[アクション目標] 3.1.1 情報内容を明確化する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 防災情報システム検討会を開催（総合防災情報システムの検討）	短	県	直接	防災統括室、関係課
2 被災記録方法のマニュアル化の推進（被害報告様式の作成）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、関係課
3 防災関係機関との連携強化の促進（災害対応訓練の合同実施等による連携強化等）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室

[アクション目標] 3.1.2 情報処理業務を明確化する

1 情報処理業務マニュアルの作成（被害報告マニュアル等の作成）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、関係課
2 情報処理システム運用訓練の実施	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
3 災害対応マニュアルのデータベース化	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課
4 災害時の個人情報の取り扱いの検討	短	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・支援	総務課、防災統括室

3.2 防災情報システムを整備する

[アクション目標] 3.2.1 情報を収集する

1 被害情報収集システムの充実（大規模地震発生時の効率的・効果的な情報収集の検討等）	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2 河川・砂防システムの機能強化の促進（土砂災害警戒情報などの多様な手段による提供等）	中	県・市町村	直接・支援	河川課、砂防課
3 携帯電話を利用した被害映像収集システムの検討	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室

[アクション目標] 3.2.2 情報を発信する

1 防災情報ホームページの内容の充実	短	県・市町村	直接・支援	広報広聴課、防災統括室
2 地理情報システム（GIS）を利用した情報発信システムの検討	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室
3 携帯電話への防災情報発信システムの検討（携帯メールマガジン「ミニなら」による防災情報の提供等）	短	県・市町村	直接・支援	広報広聴課、防災統括室
4 防災無線を利用した関係機関への情報発信システムの充実	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室
5 災害時要援護者への情報提供システムの検討（市町村が実施する情報提供システムの構築支援のためのガイドラインの検討等）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、観光課、文化国際課、防災統括室
6 マスコミと連携した情報発信体制の強化（情報発信体制の構築、コミュニティーFMを活用した防災情報の提供等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	広報広聴課、防災統括室

3 的確な防災情報処理を実施する

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理システムを構築するとともに情報インフラの整備を進め、信頼性、安全性を確保した総合防災情報システムを整備します。

3.1 情報処理を標準化する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 情報内容を明確化する	1 被災記録方法等のマニュアル化の促進	短	市	直接	防災課
	2 防災関係機関との連携強化(情報収集・伝達マニュアルの作成)	短	市、関係機関	直接、支援	防災課
2 情報処理業務を明確化する	1 情報処理業務のマニュアル化の促進	短	市	直接	防災課
	2 情報システム運用訓練の実施	短	市、関係機関	直接	防災課
	3 災害時の個人情報の取り扱いの検討	短	市、関係機関	直接	防災課
	4 情報のデータベース化の促進	短	市、関係機関	直接	防災課

3.2 防災情報システムを整備する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 情報収集手段を確立する	1 被害情報収集システムの充実(防災車の配備・防災行政無線のデジタル化)	短	市	直接	防災課
	2 関係機関との情報収集体制の推進	中	市、関係機関	直接	防災課、自治振興課
	3 関係機関との情報収集体制の推進	短	市	直接	防災課、自治振興課
2 情報発信手段を確立する	1 携帯電話への防災情報発信システムの検討	中	市	直接	防災課
	2 防災無線での情報発信システムの充実	中	市	直接	防災課
	3 防災ホームページの充実	中	市	直接	防災課
	4 災害時要援護者への情報提供システムの検討	中	市、県、関係機関	直接	情報政策課、防災課
	5 マスコミと連携した情報発信体制の構築	中	市、県、企業	直接、助言	自治振興課、防災課
	6 掲示板の整備	中	市	直接	自治振興課、防災課

3 的確な防災情報処理を実施する

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理システムを構築するとともに、情報インフラの整備を進め、信頼性・安全性を確保した総合防災情報システムを整備します。

3.1 情報処理を標準化する

〔アクション目標〕 3.1.1 災害対応のための情報と資源の内容を明確化する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 被害を記録・整理する方法のマニュアル化	短	市	直接	防災安全課 道路河川課、建設管理課
2 救援物資の記録・整理する方法のマニュアル化	短	市	直接	防災安全課

〔アクション目標〕 3.1.2 災害対応に関する情報処理業務を明確化する

1 災害時情報処理業務のマニュアル化	短	市	直接	防災安全課
2 災害時の個人情報の取扱いの検討	短	市	直接	情報公開室

〔アクション目標〕 3.1.3 情報処理訓練を実施する

1 情報処理業務訓練の実施	短	市	直接	防災安全課
2 国・県・近隣市町村等との情報通信訓練の実施	短	市・県	直接・助言	防災安全課

3.2 防災情報システムを整備する

〔アクション目標〕 3.2.1 被害情報や資源に関する情報を収集する手段を確立する

1 動員可能な人員数の状況を早期に把握する仕組みの策定	短	市	直接	防災安全課、人事課
2 市内広域にわたる迅速な情報収集のための高所監視カメラの設置	長	市	直接	防災安全課
3 携帯電話を利用した映像送信システムの検討	短	市	直接	防災安全課 情報システム室

〔アクション目標〕 3.2.2 被害情報や資源に関する情報を発信する手段を確立する

1 被害情報や生活支援情報のホームページへの掲載	短	市	直接	防災安全課、秘書広報課 情報システム室
2 携帯端末を利用して避難所や救急物資に関する情報を提供するシステムの整備	短	市	直接	防災安全課
3 避難施設への掲示板等の設置	短	市	直接	防災安全課
4 情報弱者に対する情報提供方法の検討	短	市	直接	防災安全課、福祉政策課
5 マスコミを活用した情報発信体制の検討（ケーブルテレビ・コミュニティーFM）	中	市	直接	防災安全課、秘書広報課
6 半鐘、サイレンの活用	短	市	直接	防災安全課、檀原消防署

< 施策の柱 3 の続き >

3.3 情報インフラを整備する

[アクション目標] 3.3.1 通信基盤を整備する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 大和路情報ハイウェイを利用した防災情報システムの構築（大和路情報ハイウェイへの市町村接続の実施等）	短	県・市町村	直接・支援	情報システム課、防災統括室
2 C A T Vを利用した防災情報発信システムの構築（山間地域に都市型ケーブルテレビ施設の整備等）	中	県・市町村	直接・支援	情報システム課、防災統括室
3 防災行政無線のデジタル化の促進（映像装置のデジタル化の実施）	短	県	直接	防災統括室
4 衛星携帯電話の配備	短	県	直接	防災統括室

3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する

[アクション目標] 3.4.1 システムを安定的に運用する

1 防災関連システムサーバの多重化の促進（情報システムに係るサーバ等について多重化の検討等）	中	県・市町村	直接・助言	情報システム課、防災統括室
2 コンピュータ等の転倒防止対策の促進（各システム管理者に対し、転倒防止策の実施についての啓発等）	短	県・市町村	直接・助言	情報システム課、防災統括室
3 情報機器の非常電源接続化を検討（各システム管理者に対する非常用電源接続化の啓発等）	短	県・市町村	直接・助言	情報システム課、防災統括室
4 災害発生時のシステム保護マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・助言	情報システム課、防災統括室

3.3 情報インフラを整備する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 通信基盤を整備する	1 防災行政無線の整備	短	市	直接	防災課
	2 衛星携帯電話の整備	中	市	直接	防災課

3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 システムを安定的に運用する	1 災害発生時のシステム保護マニュアルの策定	長	市	直接	防災課
	2 システムの保守点検	長	市	直接	防災課

〔アクション目標〕 3.2.3 GIS基盤を利用した総合防災情報システムを強化する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 浸水想定区域図のGISデータ化	中	市・県	直接・助言	道路河川課、情報システム室
2 土砂災害危険場所のGISデータ化	中	市・県	直接・助言	道路河川課、情報システム室
3 揺れやすさマップのGISデータ化	中	市・県	直接・助言	建築指導課、情報システム室

3.3 情報インフラを整備する

〔アクション目標〕 3.3.1 通信基盤を整備する

1 地域防災無線のデジタル化	中	市	直接	防災安全課
2 同報系防災無線設置の検討	中	市	直接	防災安全課
3 衛星携帯電話導入の検討	中	市	直接	防災安全課

3.4 情報の信頼性・安全性を確保する

〔アクション目標〕 3.4.1 システムを安定的に運用する

1 情報連絡手段の多重化、多ルート化(ネットワーク構築)などの整備	長	市・県	直接・助言	防災安全課、情報システム室
2 システムダウン時の障害対応マニュアルの作成	短	市	直接	情報システム課

施策の柱4「人材を確保する」

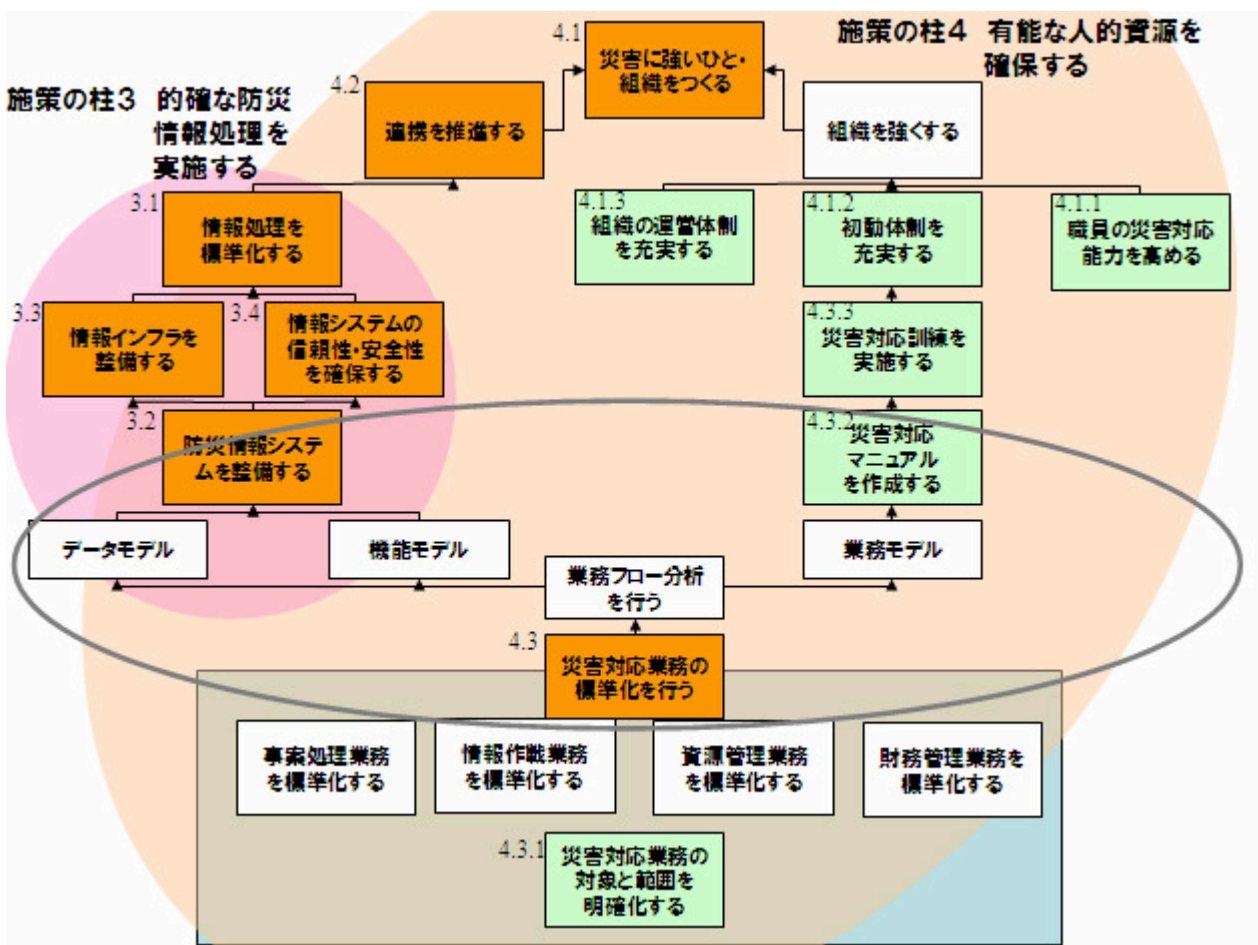
災害対応を的確に行うためには、「3 的確な情報処理を実施する」と併せて「4 有能な人的資源を確保する」ことが重要で、災害に強いひと・組織づくり、連携の推進、業務の標準化の3つの施策項目で構成されています。

第1は、「4.1 災害に強いひと・組織をつくる」です。人材養成として「職員の災害対応能力を高める」があり、組織を強くするために「初動体制を充実する」と「組織の運営体制を充実させる」があります。

第2は、「4.2 連携を推進する」です。市町村とは適切な役割分担に基づき連携を強化し、他府県とは近畿2府7県の広域連携の促進や、広域被災を想定した遠隔県との連携を促進します。また、防災関係機関や防災の専門家などとも情報共有するなど連携を強化していきます。

第3は、「4.3 災害対応業務の標準化を行う」があります。まず災害対応業務の対象と範囲を明確化するとともに、各課で災害対応マニュアルを作成し、そしてその検証作業として災害対応訓練を実施します。

最後に、有能な人材を確保するというのは、全庁的に取り組む必要がある課題であります。



4 人的資源を確保する

災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと・組織づくりや、国・他府県・市町村・防災関係機関などとの連携強化を推進して、災害対応力を向上させます。

4.1 災害に強いひと・組織をつくる

〔アクション目標〕 4.1.1 職員の災害対応能力を高める

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 災害対応研修の充実	短	県・市町村	直接・支援	自治能力開発センター、防災統括室
2 県外の災害現場への職員の派遣指針の作成	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、人事課
3 災害対応の経験を有する人材の活用（災害対応業務担当OB職員の活用の検討）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、人事課

〔アクション目標〕 4.1.2 初動体制を充実する

1 発災時の緊急連絡網の充実（多重的な連絡手段の充実等）	短	県・市町村	直接・助言	全課
2 参集訓練の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、関係課
3 職員参集基準等の見直しの検討	短	県	直接	防災統括室、関係課

〔アクション目標〕 4.1.3 組織の運営体制を充実する

1 災害対策本部の機能強化（代替施設の整備）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
2 災害情報センターの機能強化	短	県	直接	広報広聴課、県民生活課
3 現地災害対策本部の検討（被災パターンに応じた設置・運営の検討）	中	県	直接	防災統括室

4.2 連携を推進する

〔アクション目標〕 4.2.1 市町村との連携を強化する

1 市町村との情報共有の促進（市町村との連絡会の開催等）	中	県・市町村	直接・助言	防災統括室、関係課
2 市町村版アクションプログラムの作成の支援	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
3 災害発生時の速やかな職員派遣指針の作成	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、人事課
4 市町村の災害対応業務の支援	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課

4 人的資源を確保する

災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと・組織づくりや、国、県、他市町村、防災関係機関などとの連携強化を推進し、災害対応力を向上させます。

4.1 災害に強い人・組織をつくる

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	職員の災害対応能力を高める	1	職員研修等の充実	短	市	直接	防災課
		2	防災資格等の習得	中	市	直接	防災課
2	初動体制を充実する	1	初動対応のマニュアルの策定	短	市	直接	防災課
		2	参集訓練の実施	短	市	直接	防災課
		3	動員計画(参集)の見直しの検討	短	市	直接	防災課
3	組織の運営体制を充実する	1	災害対策本部の機能強化	短	市	直接	防災課
		2	現地災害対策本部の検討	短	市	直接	防災課

4.2 連携を推進する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	市町村との連携を強化する	1	他市町村との連携強化	中	市	直接	防災課
		2	他市町村との応援協定の締結	短	市	直接	防災課
2	国・奈良県との連携を強化する	1	国・奈良県との連携強化	短	市、国、県	直接	防災課
3	企業・防災関係機関等との連携を強化する	1	企業・関係機関との応援協定の締結	短	市、企業、関係機関	直接、助言	防災課
		2	企業、防災関係機関等との連携を促進	短	市、企業、関係機関	直接、助言	防災課

4.3 災害対応業務をわかりやすくする

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	災害対応マニュアルを作成する	1	災害対策本部運営マニュアルの作成	短	市	直接	防災課、関係課
		2	災害対応班別マニュアルの作成	短	市	直接	防災課、関係課、市立病院
2	災害対応訓練を実施する	1	防災総合訓練の実施	短	市、県、関係機関、市民、企業	直接、支援	防災課
		2	テーマ別災害対応訓練の実施(参集訓練・図上訓練等)	短	市	直接、支援	防災課

4 人的資源を確保する

災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと・組織づくりや、国・県・他市町村・防災関係機関などとの連携強化を推進して、災害対応力を向上させます。

4.1 災害に強いひと・組織をつくる

〔アクション目標〕 4.1.1 職員の災害対応能力を高める

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 職員に対する防災研修の充実	短	市・県	直接・助言	防災安全課、人事課
2 市外災害現場への職員派遣指針の検討	短	市	直接	人事課
3 防災リーダーの育成	短	市	直接	防災安全課、人事課

〔アクション目標〕 4.1.2 初動体制を確立する

1 初動対応マニュアルの整備	短	市	直接	防災安全課
2 参集訓練の実施	短	市	直接	防災安全課、人事課
3 連絡体制の確立	短	市	直接	全課

〔アクション目標〕 4.1.3 組織の運営体制を充実する

1 災害対策本部の機能強化（本庁舎の代替施設の検討を含む）	短	市	直接	防災安全課、総務課 文化ホール運営企画課
-------------------------------	---	---	----	-------------------------

4.2 連携を推進する

〔アクション目標〕 4.2.1 市内の連携を強化する

1 自治会・自主防災組織等との連携	短	市・市民	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課
2 教職員との連携	短	市・県	直接・支援・助言	防災安全課、学校教育課
3 警察署、広域消防組合との連携	短	市・防災関係機関	直接・支援・助言	防災安全課、地域振興課

〔アクション目標〕 4.2.2 市町村等との連携を強化する

1 協定市町村（羽曳野、田辺市）との連携	短	市	直接	防災安全課
2 被災地外市町村（宮崎市等）との連携	短	市	直接	防災安全課、観光課

〔アクション目標〕 4.2.3 県との連携を強化する

1 県の機関との連携（土木事務所・保健所を含む）	短	市・県・防災関係機関	直接・助言	防災安全課
--------------------------	---	------------	-------	-------

< 施策の柱 4 の続き >

〔アクション目標〕 4.2.2 国や他府県との広域連携を強化する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 国との連携強化（国の本省や出先機関と平時からの連携強化）	短	県・国	直接	防災統括室、関係課
2 広域受援計画の作成（自衛隊、警察、消防等の受援計画の作成等）	短	県・市町村	直接・支援・助言	防災統括室、消防救急課、関係課
3 広域応援体制の検討	短	県	直接	防災統括室、関係課
4 近畿2府7県相互の広域連携を促進	短	県	直接	防災統括室、関係課
5 広域被災を想定した遠隔県との連携を促進	短	県	直接	防災統括室

〔アクション目標〕 4.2.3 多様な主体との連携を強化する

1 防災関係機関との連携を促進（災害対応訓練の合同実施による連携の強化）	短	県・国・市町村・防災関係機関	直接・助言	防災統括室
2 多様な主体との連携を促進（経済団体、機能団体等）（新たな協定の締結や内容の充実等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室、関係課
3 最新の地震に関する研究成果の取得及びデータベース化（国や大学などの研究成果を防災対策への活用）	短	県・国・市町村	直接・支援	防災統括室
4 専門家との連携強化（地震防災の専門家からの助言を得るための普段からの連携強化）	短	県	直接	防災統括室

4.3 災害対応業務の標準化を行う

〔アクション目標〕 4.3.1 災害対応業務の対象と範囲を明確化する

1 災害時に継続する、停止する業務等の整理（被災県の事例調査等）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課
----------------------------------	---	-------	-------	-----------

〔アクション目標〕 4.3.2 災害対応マニュアルを作成する

1 災害対策本部運営マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2 広報・報道対応マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・支援	広報広聴課
3 業務別マニュアルの作成（各課で必要な災害対応マニュアルの作成・見直し）	短	県・市町村	直接・支援	全課

〔アクション目標〕 4.3.3 災害対応訓練を実施する

1 全庁的な災害対応訓練の実施（図上訓練の実施）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課
2 テーマ別の災害対応訓練の実施（関係課での図上訓練の実施）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課
3 防災総合訓練の充実（訓練内容を充実させ、防災関係機関との連携を強化）	短	県・国・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援	防災統括室、関係課

〔アクション目標〕 4.2.4 国との連携を強化する

(アクション項目)

- 1 国（自衛隊含む）の機関との連携

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

短	市・防災関係機関・国	直接・助言	防災安全課
---	------------	-------	-------

〔アクション目標〕 4.2.5 多様な主体との連携を強化する

- 1 民間業者との連携
2 公共的な機関との連携（ライフライン関係等）

短	市・企業	直接・助言	防災安全課
短	市・企業 防災関係機関	直接・助言	防災安全課

4.3 災害対応業務の標準化を行う

〔アクション目標〕 4.3.1 災害対応マニュアルを充実する

- 1 業務別災害対応マニュアルの作成・見直し

短	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

〔アクション目標〕 4.3.2 災害対応訓練を充実する

- 1 総合防災訓練の充実
2 テーマ別災害対応訓練の実施（部・班ごと）
3 全庁的災害対応訓練の実施（災害図上訓練）

短	市・防災関係機関	直接・支援	防災安全課
短	市	直接・支援	防災安全課、全課
短	市	直接・支援	防災安全課、人事課 全課

〔アクション目標〕 4.3.3 災害対応業務の対象と範囲を周知・明確化する

- 1 災害時に継続または停止する業務等の区分
2 災害対応マニュアルのデータベース化

短	市	直接	防災安全課、企画調整課 人事課、行政経営課 全課
中	市	直接	防災安全課、情報システム 室